

取組の明細（個票）

協議会名	東広島市地域農業再生協議会	整理番号	1	分類	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	37,602,000円				
対象作物	水稻、麦				
対象者	<p>リース事業者と、次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者（担い手）で共同申請する。</p> <p>①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）</p>				
助成上限額	—	助成率	リース物件本体価格（税抜き）の1/2以内		
取組内容	<p>取組地域における生産コスト▲1割に向けた次の取組を支援する。</p> <p>担い手への機械作業の集約化に必要な機械・機器のリース導入に要する経費（※1）の助成を行う（リース物件本体価格の1/2以内）（※2）。</p> <p>※1 本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。</p> <p>※2 購入選択権付リースは除く。</p>				
取組要件	<p>○ 担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。□</p> <p>○ 5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。</p> <p>○ 担い手を明確化すること。</p> <p>○ 農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。</p> <p>○ プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとすること。</p> <p>○ リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。</p> <p>○ リース事業者と共同申請を行うこと。</p> <p>○ 導入機械の規模が適正であること（「広島県特定高性能機械導入計画」に定められた機械については機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。）</p>				
要件の確認方法	<p>1 計画申請時（書類審査）</p> <p>以下の書類により要件の確認を行う。</p> <p>【確認書類】 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン）</p> <p>○ 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど</p> <p>2 請求時（現場検査・書類検査）</p> <p>リース価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。</p> <p>【現場検査】 ○ 機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施</p> <p>【確認書類】 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン）</p> <p>○ リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書（支払い済みの場合）など</p>				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②、③の順で承認する。）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げるにより調整する。

- ① 人・農地プランに位置づけられた中心経営体
- ② 目標年度における機械作業の集約面積
- ③ 目標年度における生産コスト削減率